

＜当座預金＞商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	当座預金
2. 販売対象	・ 当金庫の会員または会員の資格を有する法人および個人の方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 小切手が支払いのために提示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。 (ただし、口座振替契約による支払いについてはこの限りではありません)
6. 利息	・ 無利息です。
7. 税金	—
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 各種料金等の自動振替の取扱いが可能です。
10. 中途解約時の取扱い	・ 未使用分の手形用紙、小切手用紙は口座開設店へ返却いただきます。
11. 金利情報の入手方法	—
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払い及び、配当金等の自動受取ができます。 ・ 手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が定める手数料が必要です。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険により全額保護の対象となります。 ・ この預金は「当座預金規定」により取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。